

## 小規模多機能型居宅介護 ひたちの里 風神の湯運営規定

### (事業の目的)

第一条 この規定は、医療法人社団いばらき会（以下「いばらき会」という。）が開設したひたちの里 風神の湯（以下「事業所」という。）が行う小規模多機能型居宅介護事業または介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で事業の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

### (基本方針)

第二条 利用者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより、利用者の日々の暮らしの支援を行い、また利用者の孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (運営方針)

第三条 当事業所において提供する事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切にサービスを提供する。
- 3 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供する。
- 4 事業の提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護計画又は介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「小規模多機能型居宅介護計画等」という。）に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。
- 5 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
- 7 利用者の要介護状態または要支援状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- 8 提供する事業の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図る。

(事業所の名称及び所在地)

第四条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ひたちの里 風神の湯
- (2) 所在地 茨城県日立市石名坂町2丁目4-1

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第五条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 従業者 介護支援専門員 1名以上  
看護職員 1名以上  
介護職員 1名以上  
従業者等は、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第六条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休 1年365日とする。
- (2) 営業時間 ① 通いサービス 午前7時00分から午後21時00分まで  
② 宿泊サービス 午後21時00分から午前7時00分まで  
③ 訪問サービス 24時間対応

※緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供する。

(利用定員)

第七条 登録定員は29人とする。

- (1) 1日に通いサービスを提供する定員は18人とする。
- (2) 1日に宿泊サービスを提供する定員は6人とする。

(事業の内容)

第八条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 通いサービス  
事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。
- (2) 訪問サービス  
利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供する。
- (3) 宿泊サービス  
宿泊サービスの事業所のサービス拠点に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等日常生活上の世話や機能訓練を提供する。
- (4) 相談・助言等  
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

(利用料等)

第九条 事業を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払を受けるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
  - (1) 次条に規定する通常の事業の実施地域を超えて行う送迎、訪問の費用として、15キロメートルごとに300円。
  - (2) 食事代として、朝食400円、昼食750円、夕食600円を徴収する。
  - (3) 宿泊代として一日1,500円
  - (4) おむつ代として1枚150円、尿とりパット1枚50円とする。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、事業の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用の説明をした上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いの同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第十条 事業所の通常の実施地域は、日立市南部地区とする。

(サービスの提供記録の記載)

第十一条 事業を提供した際には、その提供日数及び内容、当該事業について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(個人情報の保護、秘密保持)

第十二条 利用者の個人情報を含む事業計画書等、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するため、従業員でなくなった後も秘密を漏らすことがないように、就業規則に記載するとともに損害賠償などを含める内容の誓約書を提出しなければならない。

(苦情処理)

第十三条 提供した事業に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善処置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者またはその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示する。

- 2 提供した事業に関する利用者及び家族からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内

容等を記録する。

- 3 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行う。
- 4 提供した事業に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じる。また、利用者または家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 5 市町村からの求めがあった場合には、改善内容を市町村に報告する。
- 6 提供した事業に係る利用者または家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 7 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

#### (事故発生時の対応)

第十四条 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

- 2 事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

#### (衛生管理)

第十五条 事業に使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前・終了時の日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。

- 2 職員へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。

#### (緊急時における対応方法)

第十六条 従業者は、サービス実施中に利用者の病状急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の処置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

#### (非常災害対策)

第十七条 事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な処置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

(運営推進会議)

第十八条 事業が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、日立市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び小規模多機能型居宅介護について知見を有するものとする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(記録の整備)

第十九条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する事業の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(虐待防止に関する事項)

第二十条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。(年1回以上)
  - (4) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。(担当者：管理者)
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント対策)

第二十一条 事業所は、ハラスメント対策のための対応を、就業規則(セクシャルハラスメント防止に関する規程、パワーハラスメント防止に関する規程、妊娠・出産・育児休業・介護休業等ハラスメント防止に関する規程)に基づいて次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 職場において行われるハラスメントにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための指針を整備する。
- (2) 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の指針を明確化し、従業者に周知・啓発する。
- (3) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者(管理者)を置く。

(業務継続計画の策定等)

第二十二條 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第二十三條 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設ける。

2 従業者は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族から求められたときは、これを提示する。

3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

4 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者申込者及びその家族に対し、運営規定の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

5 事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な事業を提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

6 事業所は、事業の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の期間を確かめるものとする。

7 事業所は、前項の被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、事業を提供するものとする。

8 事業の提供を受けている利用者が、正当な理由なしに事業の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町村に通知するものとする。

9 事業所は、居宅介護支援事業所またはその従業者に対し、利用者にサービスを利用させることの代償として金品その他の財産上の利益を供与しない。

10 事業所は、サービス提供に当って利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束は行わないものとする。

11 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6年 10月 22日から施行する